

訪問看護の医療・介護保険適用
確認フローチャート

スタート

YES

NO

精神科通院中

YES

病名が認知症

※医療保険での利用は
精神科訪問看護指示書
が必要

YES

介護保険

ケアプランに
基づき提供

NO

医療保険

週3回まで利用可能

40歳未満

YES

NO

40～64歳

YES

16の特定疾病

がある

※詳細は次のページ

YES

65歳以上

YES

要介護認定

あり

YES

NO

○別表7 ※詳細は次のページ

厚生労働大臣が定める疾病

○別表8 ※詳細は次のページ

厚生労働大臣が定める状態等

○特別訪問看護指示書

NO

YES

うるおい訪問
ナースセンター



○別表7 ※詳細は次のページ

厚生労働大臣が定める疾病

○特別訪問看護指示書

YES

NO

医療保険

週4回以上利用可能

複数回利用もOK

2箇所の事業所利用可能

介護保険

ケアプランに
基づき提供

16の特定疾病

- ①末期腫瘍
- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症
- ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗鬆症
- ⑥初老期における認知症
- ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
【パーキンソン病関連疾患】
- ⑧脊髄小脳変性症
- ⑨脊柱管狭窄症
- ⑩早老症
- ⑪多系統萎縮症
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患
- ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

厚生労働大臣が定める20疾病(別表7)

- ①末期の悪性腫瘍
- ②多発性硬化症
- ③重症筋無力症
- ④スモン
- ⑤筋萎縮性側索硬化症
- ⑥脊髄小脳変性症
- ⑦ハンチントン病
- ⑧進行性筋ジストロフィー症
- ⑨パーキンソン病関連疾患
- ⑩多系統萎縮症
- ⑪プリオン病
- ⑫亜急性硬化性全脳炎
- ⑬ライソゾーム病
- ⑭副腎白質ジストロフィー
- ⑮脊髄性筋萎縮症
- ⑯球脊髄性筋萎縮症
- ⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- ⑱後天性免疫不全症候群
- ⑲頸髄損傷
- ⑳人工呼吸器を使用している状態

厚生労働大臣が定める状態(別表8)

- ①在宅悪性腫瘍等患者指導管理もしくは化学療法等の特定の治療を要する状態
 - ・在宅麻薬等注射指導管理
 - ・在宅腫瘍化学療法注射指導管理
 - ・在宅強心剤持続投与指導管理
 - ・在宅気管切開患者指導管理 ※1
 - ・気管カニューレを使用している
 - ・留置カテーテルを使用している ※2
- ②医療機器の永続的な使用や人工臓器管理など、特別な医学的管理を必要とする状態
 - ・在宅自己腹膜灌流指導管理
 - ・在宅血液透析指導管理
 - ・在宅酸素療法指導管理
 - ・在宅中心静脈栄養法指導管理
 - ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理
 - ・在宅自己導尿指導管理
 - ・在宅人工呼吸指導管理
 - ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
 - ・在宅自己疼痛管理指導管理
 - ・在宅肺高血圧症患者指導管理
- ③人工肛門・人工膀胱を設置している状態
- ④真皮を越える褥瘡がある状態 ※3
- ⑤在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

※1 在宅気管切開患者指導管理とは気管切開を行っている者に対し在宅における気管切開に関し医療機関が行う指導管理

※2 留置カテーテルとは膀胱留置カテーテル（属に言う『おしっこの管』）や胃チューブ（胃ろう・経鼻）と呼ばれる経管栄養を利用している場合等が対象。

※3 真皮を越える褥瘡の状態（DESIGN-R®分類D3以上、または深さ不明だが真皮を越えると判断される場合など）

